

新旧対照表（PayPay加盟店規約（ふるさと納税用））

項目	2026年8月16日まで	2026年8月17日以降
第23条	第23条 秘密保持義務	第23条 秘密保持義務等
第23条	（秘密保持義務） （記載なし）	（秘密保持義務等） 4 加盟店は、当社がPayPay金融グループ（当社のプライバシーポリシーに定めるものをいい、社名に「PayPay」を冠する金融サービスを提供する事業会社およびその子会社によって構成される事業グループをいいます）各社へ秘密情報を開示することについて、あらかじめ同意するものとします。提供された情報は、提供先の各社において以下の目的にて利用されます。 (1)PayPay金融グループとしての不正利用対策（不正利用の 検知、調査、警戒）を実施する目的 (2)PayPay金融グループとしての管理業務の遂行、業務処理の集約、商品・サービス等の企画・開発・案内・提供、問合せ対応、加盟店への付加価値向上のための各種業務のため
第23条 (4)	（秘密保持義務） 4 前項に定めるもののほか、当社は、以下の情報を、当該加盟店以外の第三者に提供することがあります。 (1)本契約を通じて知り得た購買履歴その他の情報で、特定の加盟店を識別できないように加工した情報 (2)公知になっている加盟店店舗に関する情報（加盟店店舗の名称、住所、連絡先その他の情報を含みます。）	（秘密保持義務等） 5 前二項に定めるもののほか、当社は、以下の情報を、当該加盟店以外の第三者に提供することがあります。 (1)本契約を通じて知り得た購買履歴その他の情報で、特定の加盟店を識別できないように加工した情報 (2)公知になっている加盟店店舗に関する情報（加盟店店舗の名称、住所、連絡先その他の情報を含みます。）